

事 務 連 絡  
平成23年12月6日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「検査料の点数の取扱いについて」（平成23年11月30日付保医発1130第1号）をお送りしたところですが、誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所

本文中

誤：(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、

正：(7)を(8)とし、(5)から(6)までを(6)から(7)とし、



保医発1130第1号  
平成23年11月30日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図らるたい。

### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D001中(7)を(8)とし、(5)から(6)までを(6)から(7)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 尿中総ヨウ素  
尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

現 行	改 正 後
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 尿中総ヨウ素 <u>尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 尿中総ヨウ素 <u>尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>